

太平洋広域漁業調整委員会 第33回太平洋北部会

議 事 次 第

日 時：令和7年11月4日（火） 13：00～

場 所：ベルサール八重洲 3階 Room2+3（web 開催）

（東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
2・3F）

1. 開 会

2. 挨拶等

3. 議 題

（1）委員の改選に伴う対応について

部会長職務代理者の互選について

（2）広域魚種の資源管理について

① 太平洋北部沖合性カレイ類の資源状況について

② 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組について

（3）その他

4. 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会 委員名簿

任 期：4 年 大臣選任委員：2022年 6月1日～2026年5月31日

都道府県互選委員：2025年10月1日～2029年9月30日

区 分		氏 名	現 職
道県互選	北海道	アベ 阿部 クニオ 国雄	渡島海区漁業調整委員会 委員
	青森県	ミナミヤ 南谷 マサト 雅人	青森県東部海区漁業調整委員会委員
	岩手県	ワタリ 亘理 マサヨシ 榮好	岩手海区漁業調整委員会会長
	宮城県	オ サダ 尾定 マコト 誠	宮城海区漁業調整委員会会長
	福島県	スズキ 鈴木 テツジ 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理
	茨城県	シミズ 清水 ノブヒロ 信宏	茨城海区漁業調整委員会会長
大臣選任	漁業者代表	ノザキ 野崎 タイ 太	株式会社酢屋商店 代表取締役
		スズキ 鈴木 ヒロアキ 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		ナガシマ 長島 タカヨシ 孝好	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		コサカダ 小坂田 ヒロツグ 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		コダマ 小玉 ユウ キ 祐樹	有限会社小玉漁業 代表取締役
	学識経験	セキ 関 いずみ	学校法人東海大学 人文学部 教授
		キタカド 北門 トシヒデ 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		ハナオカ 花岡 ワカオ 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者

太平洋北部会事務規程

(所掌事務)

第1条 太平洋北部会（以下「部会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）事務規程第14条第2項において規定される事項の処理に関し調査審議するものとする。

(事務局の所在地)

第2条 部会の事務局は、仙台漁業調整事務所内に置く。

(部会長及び部会長職務代理者)

第3条 部会に部会長及び部会長職務代理者を置く。部会長及び部会長職務代理者は委員が互選する。ただし、委員が部会長を互選することができないときは、委員会の会長（以下「会長」という。）が委員の中からこれを選任する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会について、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会長職務代理者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長及び部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときの会議は、会長が招集する。

2 部会長（部会長及び部会長職務代理者がともに欠け又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときは、会長）は、在任委員の3分の1以上の委員から書面で会議の目的たるべき事項を示して部会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、部会を招集しなければならない。

3 部会の会議を招集しようとするときは、部会長は、あらかじめ議事事項並びに部会の日時及び場所を、各委員に通知しなければならない。

4 委員は、部会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第5条 部会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

3 部会の会議は公開とする。

第6条 部会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、部会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第7条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって部会長がこれを許可する。

第8条 部会は、委員会に置かれた専門委員に出席を求めることができる。

2 部会は、必要あると認めるときは、特別の事項に関し、参考人から意見を求めることができる。

3 参考人の選定は、部会の意見を踏まえ、部会長が行う。

第9条 委員は、自己又は親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、部会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 部会長は、次の事項を記載した部会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第11条 議事録は、部会長及び部会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(専門部会の設置)

第13条 部会は、その議決により、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。

3 専門部会の属すべき委員及び専門委員は、部会長が指名する。

4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については、全員の一致により決するものとする。

5 専門部会は、その調査審議の結果を部会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、部会の議決によって行う。

(庶務)

第15条 部会の庶務は、仙台漁業調整事務所において処理する。

(雑則)

第16条 この規定に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月30日より適用する。

この規程は、平成16年10月19日より適用する。

この規程は、令和2年12月2日より適用する。